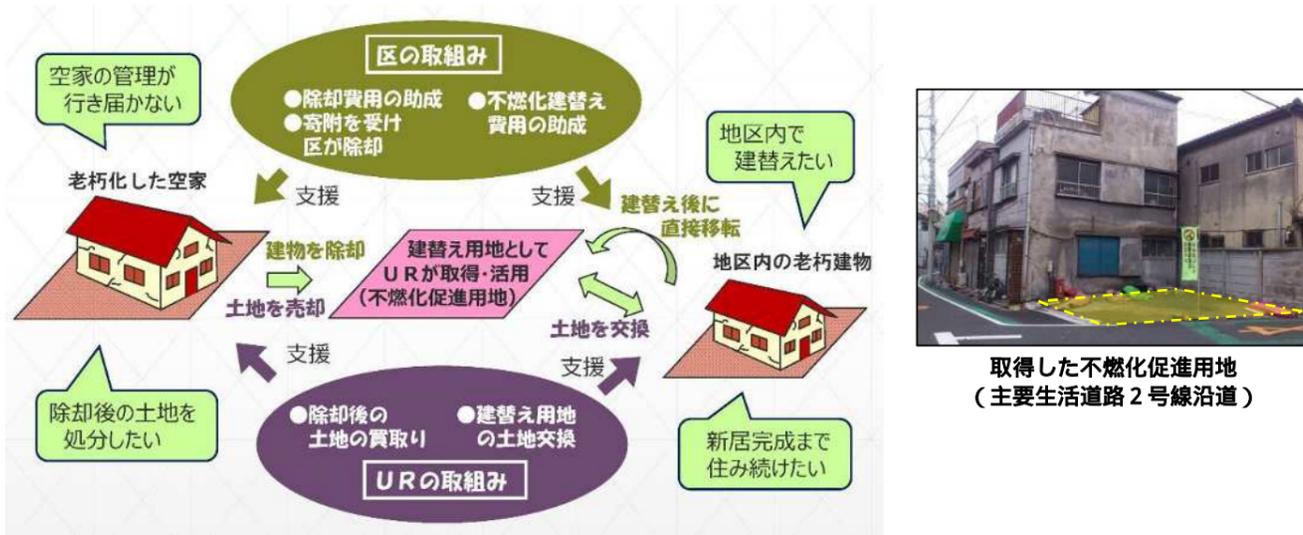


土地売却などをご希望の方へ

当地区では、UR都市機構が建物除却後の跡地などを買取り、区内で不燃化住宅に建替えたい方のための用地など、防災まちづくりに活用する事業を行っています。(このUR都市機構が取得・活用する土地を「不燃化促進用地」といいます。)

土地の売却希望などのご相談があれば、区からUR都市機構にご紹介いたしますので、区役所北庁舎又は建築相談ステーションにお問い合わせ下さい。



< 建築相談ステーションのご案内 >

建替え等に関する地域密着の相談窓口です。お気軽にお問い合わせ・お立ち寄りください。

電話 070-5370-5827
荒川 2-25-3 (防災センター1階)

【開館時間】 年末年始を除く
毎週水曜日 午後1時～7時
毎週木曜日 午後1時～5時
第2・4日曜日 午前9時～正午

戸別訪問を実施しています

昨年12月から、不燃化支援制度の要件に該当する住宅を対象に、区の職員が順次戸別訪問を実施しています。戸別訪問では、助成金や除却事業等の制度の説明、建替え相談等、地元の皆様のニーズにきめ細かく対応します。

お問い合わせ
荒川区役所北庁舎 防災都市づくり部防災街づくり推進課
不燃化特区担当 いわもと はまもと たてなみ さとう むかさ
岩本、浜本、楯列、佐藤、武笠
電話：(03)3802-3111 (内線)2821、2839 FAX：(03)3802-4104

荒川区シンボルキャラクター



地震などの災害に強いまちを目指して 荒川二・四・七 まちづくりニュース

第21号

平成26年3月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会、荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課

不燃化特区 新たな支援制度のご案内

このたび、東京都の不燃化10年プロジェクトの不燃化特区内の取組みとして「燃えないまちづくり」を更に強力に推進するため、老朽木造建築物の除却や不燃化住宅への建替えに対する新しい支援制度ができました。

老朽木造建築物を除却する場合、不燃化住宅に建替える場合、老朽木造建築物を除却した跡の更地を適正に管理する場合の支援策があります。詳しくは区役所北庁舎又は建築相談ステーションにお問い合わせ下さい。

老朽木造建築物



< 建替えの場合 >

- 築15年以上の木造戸建て住宅
- 居住の目的で使用している等

< 除却の場合 >

- 昭和56年5月以前に建築された木造住宅
- 大地震時に倒壊等の恐れ等

不燃化住宅への建替え

除却

不燃化特区整備促進事業助成金

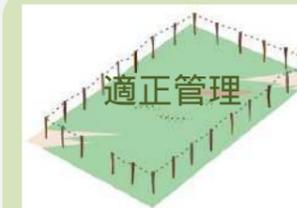


- 除却費用を **全額助成** 上限額あり
- 不燃化戸建て住宅の **設計費・工事監理費の45%を助成**
- **固定資産税・都市計画税を5年間全額減免**

危険老朽木造建築物除却事業

- 老朽木造建築物を **区が寄附を受け、区が除却工事を実施**
(土地は所有者が自由に活用・売却できます)

跡地の適正管理



- **固定資産税・都市計画税を5年間8割減免**

< 支援期間 >

平成25年度～32年度

不燃化特区の整備プログラムに沿って、様々な防災まちづくりの取組みが進められています

荒川二・四・七丁目地区においては、下図のような整備を通して、平成 32 年度までに「燃えない・燃え広がらないまち」の実現を目指しています。

荒川区では、地元の皆様のご協力の下、東京都やUR都市機構と連携して様々なかたちで防災まちづくりの取組みを展開しています。

不燃化特区 整備プログラム

地区内全域における取組み

- ・老朽木造建築物除却事業
- ・戸建建替え助成事業
- ・グリーンスポット（小公園）の整備
- ・建築物の適正管理に関する啓発
- ・主要生活道路 2・3 号線の整備

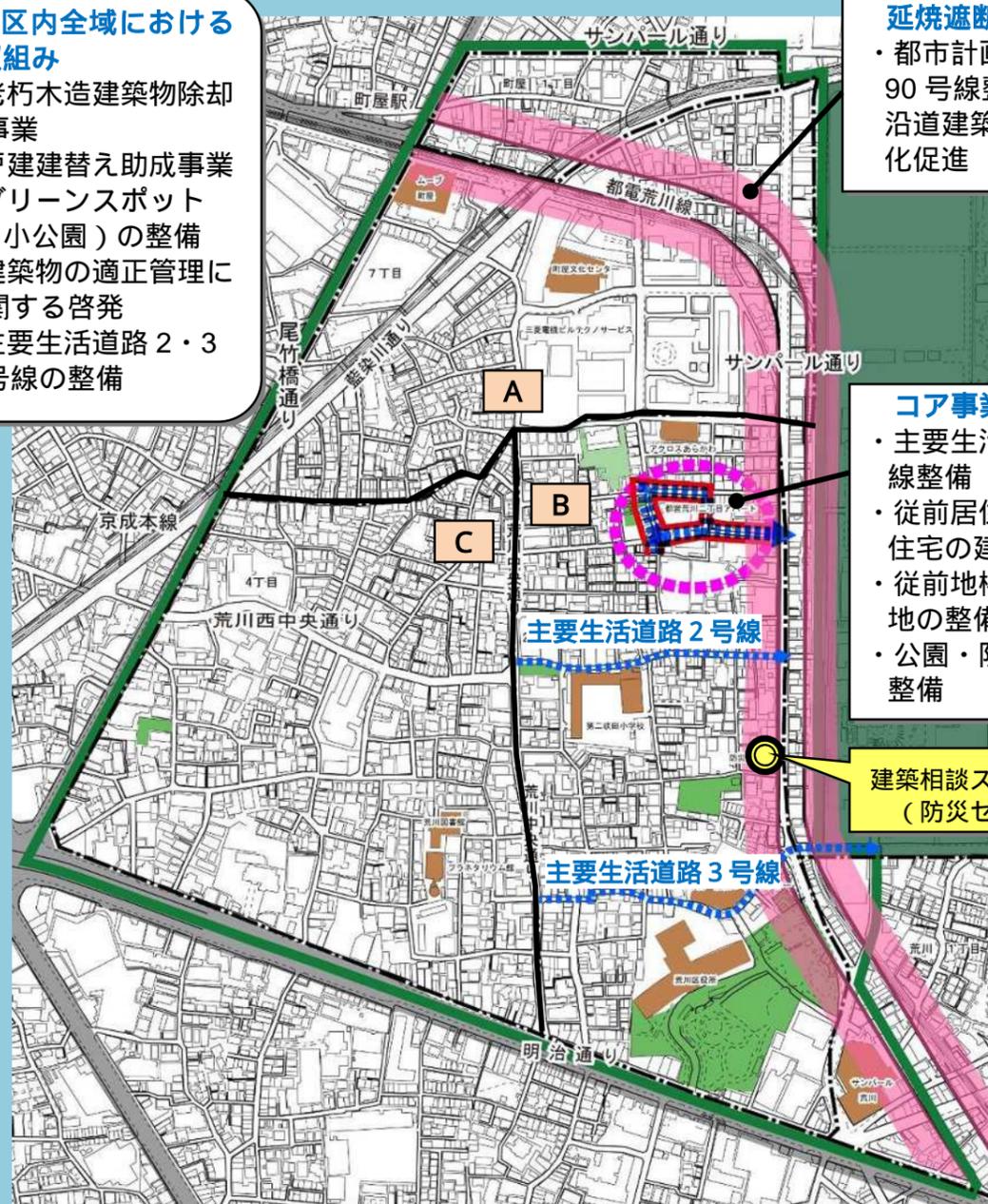
延焼遮断帯の形成

- ・都市計画道路補助 90 号線整備に伴う沿道建築物の不燃化促進

コア事業の取組み

- ・主要生活道路 4 号線整備
- ・従前居住者用賃貸住宅の建設
- ・従前地権者用代替地の整備
- ・公園・防災広場の整備

建築相談ステーション（防災センター）



地区内の建物現況調査

- 新たな支援制度の要件に該当する建物数を調査しました。
- 地区全体 2400 棟余りの建物のうち、概ね 4 割・1000 棟程度が支援対象となる可能性があります。（詳細条件は個別に確認する必要があります。）

調査結果（平成 25 年 8 月時点）

区域	建物総数	新たな支援策活用の可能性がある建物	
		除却事業	建替え助成金
A 荒川七丁目ほか	約 630 棟	約 230 棟	約 240 棟
B 荒川二丁目ほか	約 970 棟	約 430 棟	約 430 棟
C 荒川四丁目	約 830 棟	約 310 棟	約 310 棟
合計	約 2430 棟	約 970 棟	約 980 棟

荒川二丁目地区（コア事業）周辺の整備

- 荒川二丁目従前居住者用賃貸住宅（UR 施行）の建設工事が進められています。（平成 27 年春完成予定）
- （仮称）荒川二丁目複合施設の計画説明が 2 月に開催されました。（平成 28 年秋オープン予定）
- 荒川二丁目公園の拡張工事が進められています。（平成 26 年春完成予定）



従前居住者用賃貸住宅



複合施設



各図は計画・イメージ等であり変更の可能性があります

主要生活道路の整備

- 11 月に 2 号線の沿道懇談会が開催され、区の職員が事業説明・個別相談等を行いました。
- 拡幅整備事業を地元にお知らせするため、11 月に路面ステッカーを設置しました。



2 号線沿道懇談会



ステッカー設置



その他

- 都市計画道路補助 90 号線の事業概要及び測量説明会が 10 月に開催され、東京都により事業着手に向けた準備が進められています。